

議案第四五号

三朝町取算の給与に關する条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十四年七月十八日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

原案可決

昭和三十一年七月十八日議決

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎



昭和三十四年三朝町条例第一号  
三朝町取算の給与に關する條例の一部を改正する條例  
三朝町取算の給与に關する條例（昭和二十八年條例第一十五号）の

第一條 一部を次のように改正する  
第三條第三項中別表第二を別表のようになす  
第四條第二項中「支給日以前六月以内の期間におけるその者の  
在取期間に應じては」を「各号に掲げる割合（十二月十五日に支給する  
期未手当の額に於いては）の各号に掲げる割合に百分の二百八十を  
采じて得た額を采じて得た額とする」とし、「六月十五日に支給す  
る場合においては」を「百分の六十五、十二月十五日に支給する場合に  
おけるその者の在取期間に於いては」を「各号に掲げる割合を采じて得  
た額とする」とし、「百分の五十五」を「百分の三十一」に改める  
「百分の六十」を「百分の五十五」に改める  
三朝町取算の給与に關する條例の一部を改正する條例（昭和三十  
二年條例第十六号）の一部を次のように改正する  
附則第十三項を削除する  
附則第十五項を削除する  
附則第十七項を削除する

附則  
この條例は公布の日から施行し昭和三十四年四月一日から適用す  
る、次に三朝町条例の規定は昭和三十四年十月一日から適用する。

